

令和4年第6回那珂川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和4年9月6日(火曜日)午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率について
(町長提出) |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | 那珂川町教育委員会委員の任命同意について
(町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | 那珂川町印鑑条例の一部改正について
(町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 那珂川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について
(町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等
育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険
法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の改正に伴う条例
の一部改正について
(町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 那珂川町職員の降給に関する条例の一部改正について
(町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 那珂川町手数料条例の一部改正について
(町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 令和4年度那珂川町一般会計補正予算(第3号)の議決について
(町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 令和4年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1
号)の議決について
(町長提出) |
| 日程第10 | 議案第 9号 | 令和4年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第1号)の議決
について
(町長提出) |
| 日程第11 | 議案第10号 | 令和4年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の議
決について
(町長提出) |
| 日程第12 | 議案第11号 | 令和4年度那珂川町水道事業会計補正予算(第1号)の議決につ
いて
(町長提出) |
| 日程第13 | 議案第12号 | 令和3年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について
(町長提出) |

- 日程第14 認定第 1号 令和3年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(町長提出)
- 日程第15 認定第 2号 令和3年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の
認定について (町長提出)
- 日程第16 認定第 3号 令和3年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて (町長提出)
- 日程第17 認定第 4号 令和3年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について (町長提出)
- 日程第18 認定第 5号 令和3年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい
て (町長提出)
- 日程第19 認定第 6号 令和3年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて (町長提出)
- 日程第20 認定第 7号 令和3年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認
定について (町長提出)
- 日程第21 認定第 8号 令和3年度那珂川町水道事業決算の認定について (町長提出)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	神 場 圭 司	2番	矢 後 紀 夫
3番	高 野 泉	4番	福 田 浩 二
5番	大 金 清	6番	川 俣 義 雅
7番	小 川 正 典	8番	鈴 木 繁
9番	益 子 明 美	10番	大 金 市 美
11番	川 上 要 一	12番	小 川 洋 一
13番	益 子 純 恵		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島 泰夫	副 町 長	内 田 浩 二
教 育 長	吉 成 伸 也	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	岩 村 房 行
総 務 課 長	笠 井 真 一	企 画 財 政 課 長	小 松 重 隆
税 務 課 長	星 善 浩	住 民 課 長	加 藤 啓 子
生 活 環 境 課 長	薄 井 亮	健 康 福 祉 課 長	薄 井 和 夫
子 育 て 支 援 課 長	板 橋 文 子	建 設 課 長	佐 藤 裕 之
産 業 振 興 課 長	深 澤 昌 美	上 下 水 道 課 長	益 子 泰 浩
農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 角 章	学 校 教 育 課 長	藤 浪 京 子
生 涯 学 習 課 長	高 瀬 敏 之		

職務のため議場に出席した者の職氏名

書 記	金 子 洋 子	書 記	佐 藤 武
総務課長補佐	橋 本 秀 一		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（益子純恵） ただいまの出席議員は13名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（益子純恵） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。
-

◎報告第1号の上程、報告

- 議長（益子純恵） 日程第1、報告第1号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

- 町長（福島泰夫） 皆様、改めましておはようございます。

今月2日、それから5日、2日間にわたりまして一般質問、貴重なご提言を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、ただいま上程されました報告第1号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付して議会に報告するものです。

- 1、健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、普通会計

をはじめ全ての会計において実質赤字を生じていないため、当該数値は該当なしとなりました。

実質公債費比率につきましては、標準財政規模に対する実質的な公債費の比率を3か年の平均で表したものでありまして、令和3年度は8.3%となりました。これは、算定項目の追加等による普通交付税額の増額が主な要因です。

次に、将来負担比率ですが、標準財政規模における地方債の償還額や職員の退職手当支給予定額等、将来負担しなければならない負債の比率でありまして、将来負担する額から財政調整基金や地域振興基金などの基金を充当可能なものとして控除すると、将来負担額を充当可能財源等が上回るため、当該数値は該当なしとなりました。

続きまして、2、資金不足比率につきましては、各会計の事業の規模における資金不足額の比率を表すもので、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計とも資金不足額は生じていないので、当該数値は該当なしとなりました。

令和3年度決算に基づき算定されました健全化判断比率及び資金不足比率は、ともに国の基準以下となりました。健全化法上においては健全段階と判断されておりますが、今後とも行財政改革の継続的な推進を図り、健全財政の運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（益子純恵） 報告が終わりました。

以上で報告第1号を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第2、議案第1号 那珂川町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第1号 那珂川町教育委員会委員の任命同意について提案理由の説明を申し上げます。

このたび、那珂川町教育委員会委員として町教育の振興にご尽力いただいております渡邊

芳枝氏が、本年11月28日をもって任期満了となります。

渡邊委員におかれましては、那珂川町浄法寺在住で、これまでに町立小川小学校PTA役員としてご尽力をいただき、現在においては町立小川中学校PTA役員としてご協力をいただいているところであります。教育委員会においては、平成30年11月29日から委員としてご活躍いただいております、那珂川町教育委員会委員として、人格、識見ともに適任者であります。

つきましては、引き続き委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

参考までに、現在の町教育委員は、渡邊芳枝氏、長谷川久夫氏、小幡絹代氏、青木 崇氏の4名の委員であります。

ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第3、議案第2号 那珂川町印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町印鑑条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、マイナンバーカード使用によるコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービス、いわゆるコンビニ交付の導入により、コンビニ等の端末機から印鑑登録証明書を取得できるようにするため、那珂川町印鑑条例を一部改正するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） 補足説明を申し上げます。

参考資料の那珂川町印鑑条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の目的ですが、印鑑登録証明書は、申請者が役場窓口で印鑑登録証を提示することにより交付を行ってききましたが、コンビニ交付の導入により、マイナンバーカードを使用してコンビニ等の端末機から印鑑登録証明書を取得できるようにするためです。

2、コンビニ交付サービスは、マイナンバーカードの使用により、全国のコンビニ等の端末機で証明書が取得できるサービスです。詳細は規則で定めます。役場の閉庁時、年末年始を除いた休日でも取得できます。

時間は、午前6時30分から午後11時までです。

取得できる証明書等は、住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明のうち所得証明書、住民税決定証明書です。

3、施行日につきましては、令和4年10月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町印鑑条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第4、議案第3号 那珂川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、公職選挙法施行令が一部改正されたことに伴い、選挙運動用自動車の使用等の公費負担に係る限度額を引き上げるために、那珂川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を改正するものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 補足説明を申し上げます。

議案の最後に添付してあります参考資料をご覧ください。

今回の改正は、公職選挙法施行令一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る限度額について、国に準じて改正を行うものであります。

改正の概要の1点目は、選挙運動用自動車の使用であります。自動車の借入契約に係る1日当たりの単価を現行の「1万5,800円」から「1万6,100円」に、燃料の供給契約に係る1日当たりの単価を現行の「7,560円」から「7,700円」とするものです。

2点目は、選挙運動用ビラの作成であります。ビラの作成契約に係る1枚当たりの単価を現行の「7円51銭」から「7円73銭」とするものです。

3点目は、選挙運動用ポスターの作成であります。1枚当たりの単価を現行の「525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除した金額」から「541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除した金額」とするものであります。

附則は、施行日を定めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第5、議案第4号 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の改正に伴う条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第4号 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の改正に伴う条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院規則の改正に伴い育児休業に関する規定の一部が改正されたことから、関係する条例を改正するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 補足説明を申し上げます。

議案の最後に添付してあります参考資料をご覧ください。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の改正に伴い、国家公務員に準じて所要の改正を行うものです。

主な改正の概要は、1、那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正であります。が、（1）育児参加のための休暇の対象期間の拡大について、これまで育児参加のための休暇を取得する際の要件として「産後8週間」の要件がありましたが、これを「産

後1年」に改正するものであります。

2、那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります、(1)非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和について、非常勤職員の子の出生後57日間以内の育児休業を取得する場合の要件が、現行においては1歳6か月に達する日までに引き続き採用され、または更新の見込みがあるとの要件がありました、これを子の出生の日から57日間の末日から6か月を経過する日までに引き続き採用され、または更新の見込みがある場合に所得要件を緩和するものであります。

次のページをご覧ください。

(2)非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化について、子の1歳到達日以降における非常勤職員の育児休業に関して、夫婦交代での取得を各期間1回可能にするものであります。現行においては、非常勤職員またはその配偶者の育児休業開始日は1歳及び1歳6か月到達日の翌日でありましたが、育児休業開始日を柔軟にすることで、夫婦が交代で柔軟に育児休業を取得することを可能にするものです。

また、現行においての取得回数は出生から57日以内、57日から1歳、1歳から1歳6か月、1歳6か月から2歳の各期間1回まで取得可能でありましたが、改正後は、出生から57日以内、また57日から1歳までについては各期間2回まで取得可能となり、1歳から1歳6か月、また1歳6か月から2歳までについては各期間1回まで取得可能にするものです。

3ページをご覧ください。

(3)育児休業の取得回数制限の緩和について、ア、再度の育児休業取得には育児休業等計画書の申出が必要でありましたが、育児休業の取得が原則2回まで可能になったことから、育児休業等計画書の申出は不要となり、条文を削除するものであります。

次に、イ、再度の育児休業取得に係る任期付職員の任期の更新等の取扱いについて、引き続いての採用または更新による再度の育児休業について、非常勤職員と同様に任期付職員も含めて取り扱うよう改正するものであります。

その他、国家公務員に準じた措置を講ずるよう文言の整理を行うものであります。

附則は、施行日及び経過措置を定めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長(益子純恵) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の改正に伴う条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第6、議案第5号 那珂川町職員の降給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町職員の降給に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院規則の改正に伴い降格及び降号に関する規定の一部が改正されたことから、関係する条例を改正するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 補足説明を申し上げます。

議案の最後に添付してあります参考資料をご覧ください。

今回の改正は、人事院規則の一部改正に伴い、国家公務員に準じて所要の改正を行うものであります。

改正の概要は、条例第3条及び第4条に規定する降格及び降号の事由について、職員の能力評価、または業績評価において能力、実績を的確に把握し評価するため、評語区分を「最下位」から「不十分」に文言の整理を行うものであります。

附則は、施行日及び経過措置を定めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町職員の降給に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第7、議案第6号 那珂川町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町手数料条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、マイナンバーカード使用によるコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービス、いわゆるコンビニ交付の導入に伴い、那珂川町手数料条例を一部改正するものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） 補足説明を申し上げます。

参考資料の那珂川町手数料条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の目的ですが、コンビニ交付サービスの導入に伴い、住民票の写し（世帯全部）の交付手数料について、窓口での交付と多機能端末機での交付の金額を同一とするためです。

2、改正の内容ですが、今回の条例改正は別表第1（第3条関係）のうち、住民票（広域交付を含む。）世帯全部について、「1枚につき200円」を「1件につき200円」に改め、追加の2枚目以降の手数料は徴収しないこととし、「1枚増すごとに200円」を削除するものです。

改正前と改正後の表の区分欄をご覧ください。

住民票記載事項証明は、住所関係証明の最後の区分に記載を変更いたします。住民票につきましては、世帯の一部と世帯全部に分けていましたが、「住民票の写し（広域交付を含む。）」に統一いたします。

また、戸籍の付表の写しは、区分を追加して記載いたします。

3、施行日につきましては、令和4年10月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町手数料条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議
ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号～議案第11号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第8、議案第7号 令和4年度那珂川町一般会計補正予算（第3号）
の議決について、日程第9、議案第8号 令和4年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計
補正予算（第1号）の議決について、日程第10、議案第9号 令和4年度那珂川町介護保険
特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第11、議案第10号 令和4年度那珂川
町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第12、議案第11号 令和
4年度那珂川町水道事業会計補正予算（第1号）の議決について、以上5議案は関連があり
ますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第7号から議案第11号、令和4年度那珂川
町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算の議決について提案理由の説明を申

し上げます。

まず、一般会計から申し上げます。

今回の補正予算は、コロナ禍における物価高騰対策として、小・中学校の学校給食の保護者負担金を減額するものや水道料金のうち基本料金を減免するもの、原油価格や資材等の高騰対策として、中小企業や農業者等への交付金を交付するもの、アフターコロナにおける観光事業の回復を目指した観光プロモーション事業費などを計上するものであります。

その補正額は3億700万円となり、補正後の予算総額は83億7,500万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は商工費で、原油価格高騰に対する支援として、中小企業等への交付金やアフターコロナに向けた観光プロモーション事業費のほか、カタクリ山公園駐車場用地購入費など7,545万円を計上いたしました。

第2は民生費で、物価高騰に対する支援として未就学児を持つ子育て世帯に商品券を発行する事業のほか、馬頭総合福祉センター駐車場用地購入費など7,440万6,000円を計上いたしました。

第3は衛生費で、物価高騰に対する支援として、水道事業会計における水道基本料金の減免に係る負担金で6,900万円を計上いたしました。

その結果、一般会計の補正額は3億700万円の増額となり、補正後の予算総額は83億7,500万円となりました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。今回の補正は、ケーブルテレビ光化に伴う電柱共架申請業務委託費のほか、県営処分場情報公開に係る放送設備整備業務委託費に1,600万円を計上するもので、その財源は、繰入金を減額し、町債のほか繰越金、諸収入を充てることといたしました。

これにより、補正後の予算総額は3億600万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は、介護報酬改定等に伴うシステム改修業務委託費及び地域支援事業分の支払基金過年度返納金として130万円計上するもので、その財源は、国庫支出金、繰入金及び繰越金を充てることといたしました。

これにより、補正後の予算総額は20億130万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。今回の補正は、小川水処理センター脱水機修繕工事など施設管理費に800万円を計上するもので、その財源は、繰越金を充てることといたしました。

これにより、補正後の予算総額は3億900万円となりました。

最後に、水道事業会計であります。物価高騰に対する支援として、水道基本料金を減免する経費に60万円を計上するほか、庁用自動車購入費に150万円を計上するもので、その財源につきましては、一般会計負担金及び当年度純利益を充てることといたしました。

以上、一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

13款分担金及び負担金、2項2目教育費負担金の補正額は1,340万3,000円の減で、学校給食費減額に伴い、小・中学校の学校給食費保護者負担金を減額するものであります。

15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の補正額は1億7,106万7,000円の増で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

16款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金の補正額は818万9,000円の増で、経営所得安定対策直接支払推進事業費83万6,000円は、農林水産省共通申請サービスシステムの改修に係るもの。中山間地域等直接支払交付事業費10万円は、地図システム更新データ入力業務委託に係るもの。県単農業農村整備事業費575万円は、小川地区農道舗装工事及び県単農業農村整備事業補助金に係るもの。環境保全型農業直接支払交付金133万1,000円は、有機農業等への取組に対する交付金に係るもの。地産地消学校給食事業費17万2,000円は、学校給食における地産地消給食の推進に係るものであります。

17款財産収入、2項1目不動産売払収入は2,525万6,000円の増で、国有林の立木売払い収入であります。

20款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1億89万1,000円の増で、前年度繰越金であります。

8ページに続きます。

21款諸収入、5項4目雑入の補正額は1,500万円の増で、イノシシ肉販売収入であります。

9ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は200万円の増で、職員人件費200万円は、那須烏山市における豚熱対応に係る職員の時間外勤務手当であります。

4目財産管理費の補正額は3,265万6,000円の増で、庁舎維持管理費740万円は、新型コロナウイルス感染症対策のための庁内衛生用品購入費のほか、庁舎内換気のための網戸設置工事費及び窓口での対話支援システム機器購入費。町有財産管理費2,525万6,000円は、国有林の伐採に伴う立木売払い収入を分収割合により馬頭部分林管理組合に交付する交付金であります。

6目公共交通確保対策事業費の補正額は90万円の増で、新型コロナウイルス感染症の影響により高騰した燃料費に対して、町内交通事業者を支援する那珂川町交通事業者燃料価格高騰対策支援事業であります。

2項1目企画総務費の補正額は3,500万円の減で、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金は、ケーブルテレビ特別会計における事業の財源を一部地方債に振り替えたため、一般会計繰出金を減額するものであります。

3項1目税務総務費の補正額は88万円の増で、税務総務諸費は、会計年度任用職員雇用に係る報酬職員手当及び旅費であります。

10ページに続きます。

3款民生費、2項3目老人福祉費は15万4,000円の増で、介護保険特別会計繰出金は、介護報酬改定等に伴うシステム改修業務委託に係る介護保険特別会計への繰出金であります。

4目総合福祉センター費の補正額は6,710万1,000円の増で、馬頭総合福祉センター施設管理費6,270万1,000円は、馬頭総合福祉センターの駐車場整備に係る委託料及び駐車場用地購入費のほか、新型コロナウイルス感染症の飛沫感染を予防するためのトイレ改修工事費など。小川総合福祉センター施設管理費440万円は、新型コロナウイルス感染症の飛沫感染を予防するためのトイレ改修工事費であります。

2項2目認定こども園の補正額は35万7,000円の増で、認定こども園諸費は、認定こども園において園児のおむつを処理するためのごみステーション購入費であります。

3目児童措置費の補正額は679万4,000円の増で、子育て世帯臨時特別給付金事業費67万2,000円は、子育て世帯臨時特別給付金事業の過年度返納金。児童措置費612万2,000円は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で物価が高騰したことによる支援として、未就学児を持つ子育て世帯に対し、子ども1人当たり1万円の商品券を交付するもので、商品券の印刷費及び郵送料のほか、430人分の商品券発行業務委託料であります。

11ページに続きます。

4款衛生費、1項4目環境衛生費の補正額は6,900万円の増で、簡易水道事業費は、水道

基本料金減免に係る水道事業会計への負担金であります。

5 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費の補正額は3,009万4,000円の増で、中山間地域直接支払交付金事業費10万円は、地図システム更新データ入力業務委託料。農業振興諸費2,999万4,000円は、学校給食における地産地消給食を推進するための賄材料費のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により高騰した農業用原油、資材等の支援のための交付金や、農作業省力化対策事業補助金、環境保全型農業直接支払交付金などであります。

5 目農地費の補正額は1,215万円の増で、県単農業農村整備事業費は、小川地区農道舗装工事費の増のほか、県単農業農村整備事業費の追加認定によるものであります。

6 目イノシシ肉加工事業費の補正額は1,402万円の増で、加工施設の消耗品等購入費及び施設修繕費のほか、イノシシ肉の購入費用であります。

6 款商工費、1 項 2 目商工業振興費の補正額は2,500万円の増で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により高騰した原油等の対策として交付する中小企業交付金であります。

3 目観光費の補正額は5,045万円の増で、観光施設管理費2,130万円は、カタクリ山公園駐車場用地購入費。ふるさとの森公園管理費215万円は、高気圧中負荷開閉器等の交換工事費及び施設管理機器の購入費。観光諸費2,700万円は、アフターコロナにおける観光事業の回復を目指し、観光プロモーション事業として電車内等での広告料のほか、観光冊子やプロモーション動画の作成業務委託費及び着地型観光ツアーの需要拡大を目指し、観光協会へのレンタルサイクル購入補助金であります。

12ページに続きます。

9 款教育費、2 項 3 目小学校施設整備費の補正額は1,000万円の増で、各小学校施設整備費は、新型コロナウイルス感染症における飛沫感染防止のためのトイレ洋式化で、小川小学校8か所、馬頭東小学校10か所のトイレ改修工事費であります。

3 項 3 目中学校施設整備費の補正額は730万円の増で、各中学校施設整備費は、新型コロナウイルスの飛沫感染防止のためのトイレ洋式化で、馬頭中学校9か所、小川中学校3か所のトイレ改修工事費であります。

4 項 2 目公民館費の補正額は306万円の増で、公民館活動費250万4,000円は、白久自治公民館、室町自治公民館、富山自治公民館の修繕費補助のほか、健武自治公民館、大山田上郷自治公民館の改築費補助金。小川公民館費55万6,000円は、小川公民館の誘導灯修繕費であります。

5 目美術館費の補正額は154万円の増で、美術館管理運営費は、広重美術館内の防犯カメ

ラシステムの改修工事費であります。

13ページに続きます。

5項2目保健体育施設費の補正額は220万円の増で、体育施設維持管理費は、屋内水泳場の案内看板設置工事費であります。

3目給食センター費の補正額は534万4,000円の増で、学校給食センター管理運営費は、新型コロナウイルス感染症の影響により高騰した給食食材のための賄材料費であります。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は100万円の増で、7月下旬の豪雨により被災した大那地地区、芳井地区等の災害復旧事業補助金であります。

14ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の8ページをご覧ください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は3,500万円の減で、ケーブルテレビ事業債の借入れに伴い、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は200万円の増で、前年度繰越金であります。

5款諸収入、1項1目雑入の補正額は400万円の増で、県営処分場エコグリーンとちぎの映像公開に係る栃木県からの負担金であります。

6款町債、1項1目ケーブルテレビ事業債の補正額は4,500万円の増で、ケーブルテレビ施設の光化事業のための地方債を借り入れるものであります。

9ページ、歳出に入ります。

1款ケーブルテレビ事業費、1項1目管理運営費の補正額は1,600万円の増で、ケーブルテレビ光化に伴う電柱共架申請業務のほか、県営処分場映像公開のための放送設備整備業務委託費であります。

以上でケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から説明いたします。

3 款国庫支出金、2 項 6 目事業費交付金の補正額は26万4,000円の増で、システム改修に係る交付金の増額であります。

7 款繰入金、1 項 5 目その他一般会計繰入金の補正額は15万4,000円の増で、一般管理費の補正に係る町負担分の増額であります。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は88万2,000円の増で、前年度繰越金であります。

8 ページ、歳出に移ります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費の補正額は41万8,000円の増で、介護報酬改定等に伴うシステムの改修に係る業務委託料の増額によるものであります。

8 款諸支出金、1 項 2 目償還金の補正額は88万2,000円の増で、令和 3 年度分地域支援事業費の精算に係る支払基金への返納金であります。

以上で介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（益子泰浩） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書、7 ページをご覧ください。

事項別明細書により、歳入から申し上げます。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は800万円の増で、前年度繰越金です。

8 ページ、歳出に入ります。

1 款下水道事業費、1 項 2 目施設管理費の補正額は800万円の増で、小川水処理センター脱水機修繕工事、馬頭浄化センター及び小川水処理センターの高圧交流負荷開閉器交換工事、県道矢板那珂川線田町地内改良工事に伴う支障物件移設工事です。

続きまして、那珂川町水道事業会計補正予算について補足説明いたします。

4 ページをご覧ください。

補正予算実施計画により、申し上げます。

収益的収入及び支出の収入について、本年度当初予算で1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益の水道使用料について3 億5,550万1,000円を見込みましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による物価高騰の生活支援として、公共機関を除く令和 4 年 9 月から 3 期 6 か月分の水道料金の基本料金部分を減免するため、その予定額6,840万円を減額し、2 項営業外収益、2 目他会計負担金を水道料金減免分6,840万円と、それにかかる郵送料等の

事務経費分60万円を増額し、補正予算額を6,900万円としました。

その結果、1款水道事業収益は60万円の増額となります。

次に、収益的収入及び支出の支出について、本年度当初予算で1款水道事業費用、1項営業費用、4目総経費について、当初7,181万円を見込みましたが、基本料金減免に係るお知らせ等の郵送料の事務経費として新たに60万円を計上し、補正後予算額を7,241万円としました。

続きまして、資本的収入及び支出の支出であります。所有している軽四輪貨物自動車1台が走行不能となったため廃車し、緊急に購入するため、1款水道事業支出、1項建設改良費、4目固定資産購入費を150万円増額し、補正後の額を150万1,000円とするものです。

5ページはキャッシュ・フロー計算書となっておりますので、ご覧ください。

以上で那珂川町一般会計補正予算及び那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算、那珂川町介護保険特別会計補正予算、那珂川町下水道事業特別会計補正予算並びに那珂川町水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午前11時15分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（益子純恵） 再開します。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名及び補正予算書のページをお示しください。

質疑はありますか。

7番、小川正典議員。

○7番（小川正典） 7番、小川正典です。

それでは、一般会計11ページ、6款商工費の中の3目観光費、観光諸費で2,700万円の補正予算を組んでございますけれども、先ほど観光目的にプロモーション等々で観光客を増やすと、こういう目的でやるという話ですけれども、非常にこの2,700万、大きいわけですが

れども、現状どのぐらいの観光客がこの那珂川町に見えて、これをやることによってどのぐらい観光客が増加するのかという、ここの目標についてお伺いしたいと思います。この1点のみです。

以上です。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在の観光客数でございますけれども、コロナ前の入り込み客数、日帰りの入り込み客数がコロナ前ですと110万から120万程度でございました。ただ、コロナ後の令和3年度、去年は80万に落ち込んでおります。宿泊者数につきましては、コロナ前は9万から10万程度の宿泊者数があったところですが、令和3年度は7万人程度と落ち込んでございます。

それらを昨年策定されました那珂川町観光振興計画に基づきまして、取りあえず日帰り客を100万人、宿泊者数を8万人に回復することを目標としております。

以上です。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

○7番（小川正典） まだまだ、そうしますとコロナ前には戻れないと、これだけの費用をかけても若干プラス程度というお考え、先ほどですとコロナ禍では80万から100万と、それが100万の目標ということですと、それなりにかけても人が集まらないと、こういうふうに読んでいるのかどうか再度お伺いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えします。

あくまでこれは今年度の目標でありまして、この観光プロモーション事業は、誘客事業は毎年毎年、継続して実施していかなければならない事業ですので、最終的というかコロナ前までには戻していきたいということで頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

8番、鈴木 繁議員。

○8番（鈴木 繁） 8番、鈴木です。

一般会計のほうの11ページになります。商工費、2の商工業振興費の件の2,500万円の補正の件についてお伺いをいたします。

先ほど企画課長のほうから大筋のご説明を受けましたが、この2,500万に対して町の事業

者の件数は何件を見越しているかということが1件と、あとその支給に当たり、支給条件が前回みたく売上げの何十%とか、そういう支給条件が設けられているのかとの2件をお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） こちらの2,500万円の補正予算の件についてお答えいたします。

こちらにつきましては中小企業の原油高騰対策として実施するものでありまして、今回は法人110社、個人200者を想計しております、これは昨年も中小企業対策をしたわけですが、その実績を踏まえて推定したところですが、そこにさらに運送業に関わる業種については若干上乘せをするということで、約20社程度を予定しております。

条件につきましては、今年の交付条件につきましては燃料、電気代高騰というポイントでありますので、昨年4月から6月の3か月分と今年の4月から6月の燃料費、電気代等の分かるもの、領収書等とか帳簿等、口座の写しとか、そういうことで確認をさせていただいて、3%以上高騰している場合については交付するというような条件にしたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 8番、鈴木 繁議員。

○8番（鈴木 繁） 昨年と今年の4月から6月の3%ということが今、課長からあったんですけれども、これは4月から6月の中の1か月間だけの比較という形で捉えてよろしいんですか。

再度お伺いします。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 3か月間合計で3%アップしたものについてという判断としております。

以上です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） まず、何点かあるんですが、1点は11ページの農業振興費の中の農業振興諸費、この中で400万円ほどは作業省力化のための機械導入に対する補助ということになっていると思うんですけれども、どんな機械を何台ぐらい想定しているのかをお聞きしたいと思います。

それから、同じページ、11ページの商工費の中の観光費の一番上の観光施設管理費、カタ

クリ山公園の駐車場の取得に関する事なんですが、今までは年間七十数万円ほど賃料として払ってきたということなんですが、何年前からそれが続いていたのかお聞きしたいと思います。

それから、観光諸費の中の小川正典議員も質問したところなんですが、観光プロモーション事業、このことなんですけれども、何という業者に委託する予定なのか、それが考えがあればお聞きしたい。それでどんなことを、那珂川町の観光だから大体の様子は想像できるんですけれども、どんなことを宣伝してもらいたいと思っているのかお聞きしたいと思います。

それから、13ページなんですが、教育費の中の2、保健体育施設費の中でうたわられています体育施設維持管理費、温水プールの案内板ということなんですけれども、どこに設置する予定なのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） ただいまのご質問にお答えします。

初めに、農業振興費の400万円の機械導入の件でございますけれども、こちらにつきましては、導入予定をしているのがF l e c o n m a t eといいまして、お米を1トンまとめて量る機械となつてございます。こちらを3台。あと農業用ドローン、こちらを2台ということで予定しております。

続きまして、カタクリ山の駐車場の件でございますけれども、借地、いつからかという質問ですが、こちらは平成11年度から借地として賃貸借契約を結んでいたということであります。

続きまして、プロモーション事業についてですが、どんな業者に委託する予定なのかということですが、今回は見積りとして1者、見積りを取ってございます。ただ、この事業につきましては、やっぱり特殊性がありますので、ほかと競争できるか、それについては今後検討して業者の選定をしていきたいと考えております。

内容につきましては、今回は首都圏に向けて観光PRを発していきたいと考えておまして、一応委託内容としましては電子雑誌、紙冊子、動画等を作成していただきまして、それらを首都圏の駅等、あとは電車内の中での動画放映等を考えておまして、特に今回は東京、埼玉、千葉、こちらの方を栃木県に誘客しようということで考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高瀬敏之） 屋内水泳場の看板設置場所でございますが、3か所の案内看板を設置する予定となっております。小川総合福祉センターの国道入り口に1か所、あと駐車場の入り口に1か所、あと建物に1か所の3か所でございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 6番、川侯義雅議員。

○6番（川侯義雅） 1点だけお尋ねします。

カタクリ山公園に関する駐車場なんですけれども、約二十数年間、借りてきたということですよ。ずっとカタクリ山公園については町が保存会のほうに委託して、公園として整備してもらっているということで、これからもおそらく長く続くことだろうというふうに思います。それで今年、今回購入するということになったんですけれども、今までそういうことは考えなかったのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） こちらにつきましては、平成11年から賃貸借を結んでいるところですが、当初の契約が20年契約という契約で契約されておりましたので、そういうことで多分継続してきたんだと思います。その20年が切れまして、再契約する段階で購入という方向性で交渉してきた結果、今回地権者と合意が図られまして、購入することになりました。

以上です。

○議長（益子純恵） 6番、川侯義雅議員。

○6番（川侯義雅） その駐車場に関してなんですけれども、一画にトイレがありますね。そのトイレの土地ももちろん借りて、町が建てて、それで保存会のほうで管理をしているという状況だと思いますね。で、保存会のほうはやっぱり1年間カタクリ山公園の整備をしているわけではないので、それでこのお客さんに来てもらって、そこを見てもらうというのは僅か二、三週間なんです。にもかかわらず、1年間ずっとトイレの管理をしてきたということで、何とかならないかという話が出ていると思うんですけれども、そのトイレの管理については今度変更があるのでしょうか、どうなのでしょう。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） トイレの件につきましては、保存会に年間を通して管理、清掃等をしていただいております。ただ、保存会からそのトイレの管理についてのご相談は今までなかったものですから、私のほうまではなかったものですから、今後も引き続き年間を通

してお願いしようという考えは持っておりました。

以上です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

9番、益子明美議員。

○9番（益子明美） まず、一般会計補正予算のほうから伺います。

7月に合同委員会で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の説明を受けました。そのときから比べて、事業が10ページの民生費、3款2項3目の未就学児商品券発行事業が増やしていただいておりますが、その分、その臨時交付金の振り分けが変わってきていると思うんですね。どのように調整されたのか伺います。

それから、11ページ、先ほど来から聞かれていることなんですが、6款1項3目観光費の中のプロモーション事業、12節の委託料1,870万円の内訳、積算内容を伺いたいと思います。

それから、この11ページと13ページにかかっていると思うんですが、11ページでは5款1項3目の10節需用費の中に、多分これが地産地消賄材料費として学校給食の上乗せ分だと思うんですが、これは新型コロナ対応というよりも、地産地消を進めようということで予算に入れてきてくださっているのかと思うんですが、13ページの学校給食センター管理運営費の中の賄材料費が534万4,000円、これは物価高騰に係る臨時交付金の対応のものだと思うんですけども、この賄材料費と地産地消を進めるための賄材料費、トータルで例年どおり地産地消を入れているところに上乗せしているのか、それとも特別、今回上乗せされたのか、その内容を伺いたいと思います。

それから、ケーブルテレビ事業特別会計補正予算のほうなんですが、歳入8ページのほうで、一般会計からの繰入金金を差し引いて事業債を起こしましたよね。この起債の種類をお伺いします。

それから、歳出9ページにおいて、ケーブルテレビ施設管理運営費として委託料1,600万円増額していますが、この内容というのは処分場のケーブルテレビを通じての映像、今回のための基金とその光化のためのということなんですが、その詳しい内容をお伺いするとともに、その県からの負担金が400万というのは、全体のどれぐらいの割合なのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） ご質問の1点目、コロナ交付金の関係のご質問ですが、7月に

お示したコロナ交付金関係の資料につきましては、あくまでも実施計画ということで、計画を県につなぐ段階の資料でありまして、そちらを今回、補正予算の中で精査し、未就学児のいる世帯の商品券の事業を追加したものでございます。

それと、ケーブルテレビ事業の起債の種類ですが、こちらは過疎債を充当する予定でございます。

それと、ケーブルテレビの施設管理費の1,600万円の内訳ということですが、県営処分場の映像公開に係る放送設備の業務委託料が400万円、それとケーブルテレビ光化に伴う電柱共架申請業務委託料、こちらが1,200万円となっております。県営処分場の委託料の関係ですが、こちらの割合は、10割の県負担という内容となっております。

以上です。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 私からは、プロモーション事業の1,870万円の委託料の内容ということですが、こちらについては「旅色」という冊子を作成することになりまして、冊子とあと動画、作成する業務内容となっております。撮影費に約200万、企画構成、編集に250万、スタッフとタレントキャスティングに300万、印刷費等に250万、その他もろもろ含めまして1,870万となっております。

続きまして、地産地消の学校給食につきましてですが、こちらは歳入にもありますとおり、県の補助金を使いまして、学校に地産地消の学校給食を充実させるという事業であります。県からは1人180円補助金を頂きますが、そこに町として220円を上乗せして1人当たり400円として、給食費の地産地消事業として計上してあります。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

○9番（益子明美） ケーブルテレビのほうだけ再質問させていただきます。

400万の県からの、これ雑入に入っているんですが、県補助金ということじゃなくてよろしいのかということと、あと、ずっとこの放映というのはされていくわけですが、ずっと県からの負担というのは10割ということていくのかどうかという2点だけお伺いします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の歳入の件ですが、こちらは県の負担金ということで頂くものですから、項目がないので雑入ということで受入れしております。

2点目の400万円の関係の質問でございますが、こちらにつきましては、あくまでも今回放映するために、ケーブルテレビ施設で施設改修を行います。そのための負担金というような内容になってございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

○9番（益子明美） その処分場ができて、その映像を安心・安全のために町民にケーブルテレビを通して公開していくということの、県が負担金として最初の整備に出すということなんです。今後、業務委託でその公開に関わる経費というのは別に上がってくるような気がしますけれども、全体のケーブルテレビの事業として中に捉えていいのか、その部分は切り離れた形で県からの負担金を求めていくべきだとは思いますが、そういった部分で放映にかかる経費というのは、処分場関係において当初だけではなく継続的にかかっている分に関しては、県とどういうふうな協議をされているのか伺います。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） ただいまの質問にお答えいたします。

今回の補正予算につきましては、県との間で放送設備業務に関する協定書ということで、協定の関係で今回事業を行うものとなってございます。その内容は今年度の分に限られるものですから、今後の件に関しては後ほど確認させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

5番、大金 清議員。

○5番（大金 清） 7ページの歳入で17款の財産収入、これ、立木が2,525万6,000円という金額なんです……

○議長（益子純恵） 大金議員、一般会計でよろしいでしょうか。会計名をお願いいたします。

○5番（大金 清） 一般会計です。すみません。

7ページの歳入、17款の財産収入、この立木の金額がかなり大きいんですが、2,525万6,000円という、この内訳についてお聞きしたいと思います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

この財産収入2,525万6,000円でございますけれども、国有林伐採に伴う立木売払い収入ということで、馬頭地区部分林管理組合が国有林と契約をしておございまして、それは町と契

約をしているわけなんですけれども、その分収割合というものが8割2割、7割3割、今回2つの分収割合がございました。

今回、国で入札を行った結果、この立木の売払いの収入が確定したということで、その町の取り分を算定した金額が、先ほど申し上げました8割または7割分の合計としまして、2,525万6,000円が収入として入ったわけでございます。その分を部分林管理組合にそのまま全額、委員会のほうに支出するということになります。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 5番、大金 清議員。

○5番（大金 清） これ面積的には約どのくらいだったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

面積ということでございますけれども、約14町歩でございます。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第7号 令和4年度那珂川町一般会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 令和4年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 令和4年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 令和4年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 令和4年度那珂川町水道事業会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第13、議案第12号 令和3年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第12号 令和3年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度水道事業の未処分利益剰余金について、建設改良積立金へ積み立てることに伴い、議会の議決を求めるものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（益子泰浩） 補足説明を申し上げます。

別紙の令和3年度那珂川町水道事業剰余金処分計算書をご覧ください。

一番右の列であります、令和3年度末の未処分利益剰余金の金額は6,180万1,094円です。このうち、議会の議決による処分量は6,180万1,094円であり、全額、建設改良積立金へ積立てするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号 令和3年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第8号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（益子純恵） 日程第14、認定第1号 令和3年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認

定について、日程第15、認定第2号 令和3年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第3号 令和3年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第4号 令和3年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第5号 令和3年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第6号 令和3年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第7号 令和3年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第8号 令和3年度那珂川町下水道事業決算の認定について、以上8議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました認定第1号から認定第8号、令和3年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに下水道事業会計の決算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

私は3期目の町政運営に当たり、この町をもっと明るく、もっと元気にしたいという思いで、「町民が働く喜びを実感できる町に」「わが子の笑顔あふれる成長が実感できる町に」「年老いても安心して、充実した生活が実感できる町に」を基本として、この町に住んでよかったと心から思ってもらえるような魅力あるまちづくりを目指し、鋭意取り組んでいるところであります。

さて、我が国の経済は、いまだ収束の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症の長期化は、度重なる緊急事態宣言や外出自粛要請など、甚大な経済への打撃となり、実質GDP成長率がリーマンショック後を超える戦後最大のマイナス幅となる厳しい状況が続いております。

那珂川町においても、長期化する新型コロナウイルス感染症の蔓延により、様々なイベントが延期や中止を余儀なくされ、感染対策のためのマスク着用、不要不急の活動範囲の制限、また小・中学校の臨時休校や飲食店の営業自粛など、町民生活に様々な自粛や制約が求められ、甚大な影響を及ぼしております。

このような状況の中、令和3年度については、第2次那珂川町総合振興計画に基づき、「人・もの・自然が融和し みんなで手を取り合い 元気を生み出すまち」の基本理念を町

の将来像と定め、町で生活する全ての人の協働により元気な町をつくることを目指し、事業の平準化に努めるとともに、必要性、緊急性、費用対効果を検証し、創意工夫と柔軟な発想を持ち、各種施策を推進してまいりました。

特にコロナの対策としては、速やかなワクチン接種により感染症拡大の防止に努めたほか、地方創生臨時交付金事業を活用し、子育て世帯や住民税非課税世帯への支援、中小企業、個人事業主への支援、感染予防に関する衛生環境の整備などの事業を実施してまいりました。

これまでの各種事務事業の執行に際しましては、議会をはじめ町民の皆様のご協力、また、各般にわたり、国・県及び関係機関のご援助、ご指導を賜りましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

続きまして、令和3年度の主な事業について申し上げますと、まず、まちづくりの基本目標である「快適に暮らせるまちをつくる」の都市基盤整備のうち、道路の整備では、引き続き町道上郷須賀川線、薬利後沢線など7路線を整備するとともに、橋梁の長寿命化対策として、向桑子橋ほか4橋の橋梁修繕及び橋梁点検等を実施いたしました。

生活基盤整備のうち、消防防災・交通安全・防犯基盤の整備では、小砂地区の消防車庫を新築するとともに、地区防災計画策定の支援を実施いたしました。

「元気で明るく暮らせるまちをつくる」の医療・保健の充実では、町民の健康問題は重要課題であり、自分の健康は自分で守るという意識の高揚と、町民の健康水準の向上を図るため、健康づくり事業及びがん検診の推進等、疾病予防対策事業を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてワクチン接種事業を実施いたしました。

高齢者福祉・社会福祉の充実では、一人暮らし高齢者等の緊急通報システム設置事業を継続実施したほか、高齢者の生きがいつくりや要援護高齢者対策の事業を実施いたしました。

児童福祉・子育て支援の充実では、認定こども園3園、放課後児童クラブ2か所、子育て支援センターの運営や、子育て世代の経済的負担の軽減と希望をかなえるための子育て支援住宅の運営事業のほか、病児保育事業や子育て短期支援事業が利用できるように関係機関との連携を図り、子育てに優しい環境の整備に努めるとともに、児童虐待防止対策の強化に取り組みました。

また、妊娠・出産から子育てにかけての切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター事業として、妊産婦への支援、乳幼児の健診、発達障害児支援事業、各種相談事業、情報提供等を実施いたしました。

「人を育むまちをつくる」の学校教育の充実では、小・中学校の授業で1人1台端末を効

果的に活用できるようにICT支援事業を推進するとともに、施設整備事業においては、馬頭中学校及び小川中学校の大規模改修工事を実施いたしました。

また、スポーツ・レクリエーションの振興では、屋内水泳場新築工事のほか、いちご一会とちぎ国体の会場準備及び啓発PRに取り組みました。

「活力をおこすまちをつくる」の農林水産業の振興では、多面的機能支払交付事業、中山間地域等直接支払交付事業により農地の保全活動を支援するとともに、新規就農者や担い手の育成支援事業を実施いたしました。

また、イノシシ肉加工施設運営事業や、里山の景観保全及び維持管理を行うためのとちぎの元気な森づくり事業、地元材の利用拡大を推進するための木材需要拡大事業などを継続して実施いたしました。

商工業の振興では、新型コロナウイルス対策事業として、中小企業支援交付金により町内の中小企業を支援いたしました。

観光の振興では、観光協会等との連携により、道の駅や地域情報発信施設を中心に、観光、地域情報のPRを実施したほか、観光宿泊クーポンを発行し、コロナ禍における町の観光業を支援いたしました。

「人と自然が共生するまちをつくる」では、住民の生活環境の改善を図るため、廃棄物収集処理対策事業を継続して実施したほか、那珂川町環境基本計画後期計画に基づき、環境のまちづくり事業を推進するとともに、生ごみ堆肥化事業を実施し、ごみの減量化と循環型社会の構築に取り組みました。

「ともに考え行動するまちをつくる」の行財政の健全化では、第4次行財政改革推進計画を策定し、各種行政経費の節減等、継続的な取組を実施いたしました。

「まちづくり重点プロジェクト」の「雇用の創出」推進プロジェクトでは、企業誘致活動の推進として、企業立地を促進するため、企業立地奨励金、雇用促進奨励金制度のPRに取り組みました。

「結婚・出産・子育て」推進プロジェクトでは、産前産後サポート事業、産後ケア事業のほか妊産婦健診助成事業、育児パッケージの贈呈などの各事業を実施いたしました。

「新しい人の流れ創出」推進プロジェクトでは、町の地域振興発展のため「地域おこし協力隊」事業を継続実施し、町の魅力の再発見と県内外に向けた誘客情報の発信を行うとともに、空き家の取得や改修に係る補助金の交付や移住定住モニターツアー事業を実施し、移住定住の促進を図りました。

「住めばみやこ」推進プロジェクトでは、ケーブルテレビ光化基本計画を策定し、ケーブルテレビを核とした安心安全を提供する取組の推進を図りました。

ここまで主な事業について申し上げましたが、各種事務事業につきましては、お配りしてあります主要施策の成果に詳しく記載されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

それでは、一般会計から順次決算の概要を申し上げます。

那珂川町一般会計ですが、歳入の主なものは、第1は、地方交付税で37億6,640万3,000円、第2は、町税で20億863万3,592円、第3は、国庫支出金で14億3,117万6,498円、第4は、町債で12億8,049万3,000円、第5は、県支出金で5億1,867万3,285円、続いて、繰越金で4億8,908万4,553円であります。

次に、歳出の主なものは、第1は、民生費26億9,662万2,126円で、新型コロナウイルス感染症に伴う生活支援のため住民税非課税世帯等臨時特別給付金や子育て世帯臨時特別給付金による支援のほか、高齢者福祉、障害者福祉などの各種の社会福祉事業費や、子育て環境を充実するための認定こども園費、児童措置費、母子福祉などの児童福祉費が主なものであります。

第2は、教育費19億8,585万2,010円で、馬頭中学校及び小川中学校の大規模改修工事などの施設整備事業費のほか、学校教育や社会教育及び社会体育の振興に要した経費が主なものであります。

第3は、総務費12億7,446万5,576円で、地域公共交通対策事業のほか、産学官連携事業や地域おこし協力隊事業、移住定住促進事業などの地域振興事業が主なものであります。

一般会計の決算の内容ですが、歳入総額108億2,722万9,344円、歳出総額98億2,137万6,364円で、歳入歳出差引額は10億585万2,980円です。そのうち、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額4,424万3,000円を控除すると、実質収支額は9億6,160万9,980円となりました。

なお、実質収支額のうち、地方自治法の規定による基金繰入額として、5億円を財政調整基金に繰り入れたものであります。

次に、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計ですが、施設の適正な維持管理を行い、地上デジタル放送などの再放送サービスやCS有料放送サービスのほか、インターネット接続などの情報通信サービスを提供するとともに、自主放送、文字放送により積極的な行政情報等の提供に努めました。その決算の内容ですが、歳入総額2億5,207万7,590円、歳出総額2億3,825万2,529円で、歳入歳出差引額は1,382万5,061円となりました。

次に、那珂川町国民健康保険特別会計ですが、保険給付のほか、被保険者の健康の保持増進のため、各種健康診断などの保健事業を積極的に推進しました。その決算の内容ですが、歳入総額22億1,507万2,056円、歳出総額21億5,402万6,834円で、歳入歳出差引額は6,104万5,222円となりました。

次に、那珂川町後期高齢者医療特別会計ですが、制度運営のため栃木県後期高齢者医療広域連合への納付金のほか、被保険者の健康の保持増進のため、各種健康診査などの保健事業を行いました。その決算の内容ですが、歳入総額2億2,235万6,148円、歳出総額2億1,190万3,190円で、歳入歳出差引額は1,045万2,958円となりました。

次に、那珂川町介護保険特別会計であります。介護サービス給付、介護予防サービス給付のほか、介護予防・日常生活支援総合事業などの地域支援事業を行いました。その決算の内容ですが、歳入総額20億4,893万6,993円、歳出総額19億6,856万1,773円で、歳入歳出差引額は8,037万5,220円となりました。

次に、那珂川町下水道事業特別会計ですが、公共用水域の水質保全と健康で快適な生活環境を形成するため、下水道施設の耐震補強工事や維持管理のほか、ストックマネジメント計画策定に向けた業務委託のほか、企業会計移行に向けた施設の資産評価の業務委託を行いました。その決算の内容ですが、歳入総額3億2,789万4,763円、歳出総額3億1,285万8,276円で、歳入歳出差引額は1,503万6,487円となりました。

次に、那珂川町農業集落排水事業特別会計ですが、農業用用水の水質保全と健康で快適な生活環境を形成するため、北向田地区と三輪地区の施設の適正な維持管理に努めました。その決算の内容ですが、歳入総額4,832万1,358円、歳出総額4,519万8,585円で、歳入歳出差引額は312万2,773円となりました。

最後に、那珂川町水道事業ですが、安全な水道水を安定供給するとともに、送水管や配水管及びポンプ交換工事のほか、水道施設の更新工事などを実施いたしました。収益的収支につきましては、収益は3億9,080万8,864円に対し、費用は3億2,900万7,770円で、純利益は6,180万1,094円となりました。

以上、那珂川町の各会計決算の概要を申し上げますが、これらの決算につきましては監査委員から決算審査における意見書をいただいておりますので、併せてご報告いたします。

ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置してこれに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定しました。

ただいま議員全員を委員とする決算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりません。委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって、本日本会議散会后、直ちに決算審査特別委員会を議場に招集いたします。

ここで、本会議の休会についてお諮りいたします。

7日から14日までの8日間は、決算審査特別委員会及び休日のため、本会議を休会したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、7日から14日までの8日間は、本会議を休会することに決定しました。

7日から14日までの8日間は、本会議を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（益子純恵） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時15分